

国民に対し安全保障関連法案の内容を丁寧かつ十分に説明することを求める意見書

政府は、憲法の平和主義及び専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を守る観点から、安全保障政策を構築する責任がある。

平成27年5月15日に、政府は、自衛隊法、武力攻撃事態法、PKO協力法等の10本の法律を一括して改正する平和安全法制整備法案と国際社会の平和と安全のために活動している外国軍隊の支援を目的として新たに制定する国際平和支援法案を、通常国会に提出し、国民が注目する中、100時間以上の審議を重ねている。いずれの法案についても、戦後70年間、平和憲法の下で、我が国が貫いてきた専守防衛の概念と海外での武力行使を行わないという原則を踏まえたものである。

安全保障関連法案は11本の法律から構成されており、その内容は多岐にわたり複雑であることから、国民の理解は不十分であり、今まで以上に国民に対し丁寧かつ十分な説明が必要であると考えます。

この激動する国際社会の中、政府においては、国民の命と人権を守るため、安全保障関連法案の内容を、多様な方法で、国民に対し丁寧かつ十分に説明し、国民の意見を反映させる手段を尽くし、慎重に審議を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月16日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び防衛大臣